

○ 郵政省告示平成9年第六百六十六号(登録検査等事業者等規則第十五条及び別表第十四表の規定に據てて登録検査等事業者が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)の一部を改定する件(新規第10号)

(傍線部分は改正部)

改 正 部 分	現 行
第1 登録検査等事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第15条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のことおりとする。	第1 登録点検事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のことおりとする。
1 無線従事者の資格及び員数	1 無線従事者の資格及び員数
点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1・2 (略)	(略)
3 主任無線従事者を選任している場合は、監督の事実及び主任講習の受講事実	<p>(1) 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の5の職務を実施しているかどうかについて、次の書類により確認する。</p> <p>(2) 無線設備の操作を行う者に対する訓練計画及び訓練の実施の事実が確認できる書類</p> <p>(3) その他の職務の実施の事実が確認できる書類</p> <p>(4) 選任されている主任無線従事者が、施行規則第34条の7の規定による主任無線従事者の講習を受けているかどうかについて、主任無線従事者講習修了証により確認する。</p>
4・5 (略)	4・5 (同上)

<p>2 法第60条の時計及び備付書類等 登録検査等事業者等規則別表第6号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認</p> <table border="1" data-bbox="817 179 1214 1111"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 無線局事項書関係 (1) 無線設備の設置場所 (常置場所)</td><td>無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。</td></tr> <tr> <td>2 (略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1・2 (略)</p> <p>二 電気的特性の点検</p> <table border="1" data-bbox="179 179 722 1111"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 周波数</td><td>ア 原則としてすべての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、原則として周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。</td></tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 無線局事項書関係 (1) 無線設備の設置場所 (常置場所)	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	2 (略)	(略)	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 周波数	ア 原則としてすべての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、原則として周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。	<p>2 法第60条の時計及び備付書類等 登録点検事業者等規則別表第4号及び施行規則第40条に規定する条件に適合していることを確認する。</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容の事実の確認</p> <table border="1" data-bbox="817 1134 1214 2066"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 無線局事項書関係 (1) 無線設備の設置場所 (常置場所)</td><td>免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。</td></tr> <tr> <td>2 (同上)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1・2 (同上)</p> <p>二 電気的特性の点検</p> <table border="1" data-bbox="179 1134 722 2066"> <thead> <tr> <th>点検の項目</th><th>具体的な点検の実施方法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 周波数</td><td>ア 原則としてすべての周波数について、その値を測定する。 イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。 ウ 発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受け</td></tr> </tbody> </table>	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 無線局事項書関係 (1) 無線設備の設置場所 (常置場所)	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。	2 (同上)	(略)	点検の項目	具体的な点検の実施方法等	1 周波数	ア 原則としてすべての周波数について、その値を測定する。 イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。 ウ 発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受け
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 無線局事項書関係 (1) 無線設備の設置場所 (常置場所)	無線設備の設置場所（無給電中継装置の設置場所を含む。）を免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。																				
2 (略)	(略)																				
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 周波数	ア 原則としてすべての周波数について、その値を測定する。ただし、発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、原則として周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。 イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。																				
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 無線局事項書関係 (1) 無線設備の設置場所 (常置場所)	免許状又は予備免許通知書及び無線局事項書の写しと照合し、確認する。																				
2 (同上)	(略)																				
点検の項目	具体的な点検の実施方法等																				
1 周波数	ア 原則としてすべての周波数について、その値を測定する。 イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定して測定する。 ウ 発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受け																				

		ているものにあっては、原則として周波数帯ごとに、最低の周波数、最高の周波数及びその中間の周波数等を選定し、測定する。
	立 無線設備を無変調の状態で動作させたときの搬送波の周波数を測定する。	
工	単側波帯の電波を使用する無線設備（実数零点単側波帯変調方式のものを除く。）にあっては、変調周波数 1500Hz の正弦波で変調し、上側波帯の周波数を測定する。	工 (同上)
才	周波数偏位の変調方式の無線設備にあっては、マーク及びスペース時の周波数偏位を考慮して測定する。	才 (同上)
2 スプリアス発射の強度	(略)	力 (同上)
3 不要発射の強度	ア (略)	
2 の 2 不要発射の強度	ア (同上)	ているものにあっては、原則として周波数帯ごとに、最低の周波数、最高の周波数及びその中間の周波数等を選定し、測定する。
	イ 無線設備の構成（ <u>ろ</u> 波器、増幅器、導波管その他の機器の使用の状況等）により、特定の周波数範囲において明らかに許容値を満足することが既知の周波数特性を示す書類等により合理的に確認できる場合は、その旨を記載することで、当該周波数範囲の測定に代えることができる。	
	また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とす	また、給電点から後段で使用する機器により不要発射が減衰することが明らかなときは、測定値から減衰量により補正した値を測定値とす

<p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参考帯域幅<u>当たり</u>の値に換算したものと、同表に規定する単位で記載する。</p> <p>カ・キ (略)</p>	<p>4 占有周波数帯幅</p> <p>ア <u>変調方式ごとに、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</u></p> <p>イ 無線設備の通常の運用における変調状態で測定する。ただし、周波数偏移、周波数偏位、変調度又は送信スペクトラム等の測定に代えることができる。</p> <p>5 空中線電力</p> <p>ア 原則としてすべての周波数ごとに、無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。</p> <p>ただし、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、周波数帯ごとに、最低、最高、その中間等の周波数を選定し、測定する。</p> <p>イ アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</p> <p>ウ 発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、原則として周波数帯ご</p>
<p>ウ・エ (同上)</p> <p>オ 不要発射の強度は、設備規則別表第3号に規定する参考帯域幅<u>あたり</u>の値に換算したものを、同表に規定する単位で記載する。</p> <p>カ・キ (同上)</p>	<p>3 占有周波数帯幅</p> <p>ア 原則としてすべての周波数ごとに、その値を測定する。</p> <p>イ <u>アマチュア局にあっては、無線設備を各周波数帯ごとの指定周波数に設定し、測定する。</u></p> <p>ウ <u>発振方式に係わらず、同一周波数帯内の任意の1周波数を選定し、測定する。</u></p> <p>エ (同上)</p> <p>4 空中線電力</p> <p>ア 原則としてすべての周波数ごとに、無変調の状態で動作させたときの電力を測定する。</p> <p>イ (同上)</p> <p>ウ 発振方式がシンセサイザー方式の無線設備で、同一周波数帯内の周波数の指定を複数受けているものにあっては、原則として周波数帯ご</p>

<p>6 隣接チャネル漏えい電力</p> <p>7 変調特性</p> <p>8 送信パルス特性</p> <p>9 スイープレート</p> <p>10 伝送速度</p> <p>11 無変調送信時間</p> <p>12 固体識別コード又は識別信号</p> <p>13 受信感度</p> <p>14 距離誤差及び方位誤差</p> <p>15 高度誤差及び進入限界高度表示誤差</p>	<p>とに、最低の周波数、最高の周波数及びその中間等の<u>周波数</u>を選定し、測定する。</p> <p>エーケー 空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあっては、その間に挿入される<u>ろ波器</u>や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。</p> <p>コヘシ (略)</p> <p>6 隣接チャネル漏えい電力</p> <p>7 変調特性</p> <p>8 送信パルス特性</p> <p>9 スイープレート</p> <p>10 伝送速度</p> <p>11 無変調送信時間</p> <p>12 固体識別コード又は識別信号</p> <p>13 受信感度</p> <p>14 距離誤差及び方位誤差</p> <p>15 高度誤差及び進入限界高度表示誤差</p>
	<p>とに、最低の周波数、最高の周波数及びその中間等の<u>周波数</u>を選定し、測定する。</p> <p>エーケー (同上)</p> <p>エーケー 空中線電力の指定に係る箇所と実際に測定を行う箇所が相違するものにあっては、その間に挿入される<u>フィルター</u>や高周波減衰器等の損失又は減衰量を併せて記載する。</p> <p>コヘシ (同上)</p> <p>5 隣接チャネル漏えい電力</p> <p>6 変調特性</p> <p>7 送信パルス特性</p> <p>8 スイープレート</p> <p>9 伝送速度</p> <p>10 無変調送信時間</p> <p>11 固体識別コード又は識別信号</p> <p>12 受信感度</p> <p>13 距離誤差及び方位誤差</p> <p>14 高度誤差及び進入限界高度表示誤差</p>

<u>16</u> 選択度	(略)	<u>15</u> 選択度	(同上)
<u>17</u> 総合周波数特性	(略)	<u>16</u> 総合周波数特性	(同上)
<u>18</u> 電波の強度に対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号に定める方法により、電波の強度の値を求める。	<u>17</u> 電波の強度に対する安全施設	平成11年郵政省告示第300号に定める方法により、電波の強度の値を求める。
<u>19</u> 比吸収率	平成13年総務省告示第628号に定める方法により、人体頭部における比吸収率を求める。	<u>18</u> 比吸収率	平成13年総務省告示第628号に定める方法により、人体頭部における比吸収率を求める。
注1・2 (略)			注1・2 (同上)
3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四条第二号の適合表示無線設備(以下「適合表示無線設備」という。)については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏えい電力の強度及び比吸収率の点検を省略することができる。			3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四条第二号の適合表示無線設備(以下「適合表示無線設備」という。)については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏えい電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。
4 (略)			4 (同上)
三 (略)			三 (同上)
第2 削除			第2 (同上)